

新型コロナウイルス感染症の影響で、オンラインでのサービスを利用する機会が増えています。そういった中、オンライン上のサービスを全て「電気通信利用役務の提供」に該当すると誤って判定されているケースが散見されるといいます。

国内取引に該当するかどうかの判定（内外判定）

消費税は**国内で行われた**資産の譲渡等（資産の譲渡、貸付、役務の提供）に対して課されます。資産の譲渡等のうち、役務の提供の内外判定は原則として次の通りとなります。

【役務の提供の内外判定】

役務の提供が行われた場所（その行われた場所が明らかでない場合には、役務の提供を**行った者の事務所等の所在地**。）

これに対して、電気通信利用役務の提供の内外判定は次の通りです。

【電気通信利用役務の提供の内外判定】

電気通信利用役務の提供を**受ける者の事務所等の所在地**

このように、役務の提供に該当するか、電気通信利用役務の提供に該当するかによって、国内取引に該当するかどうかの判定が真逆になってしまいます（リバースチャージ方式）ので、電気通信利用役務の提供に該当するかの判断が重要になってきます。

【電気通信利用役務の意義】

資産の譲渡等のうち、**電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供**で、他の資産の譲渡等に**付随して行われる役務の提供以外**のものをいう。

つまり、インターネット等を利用したサービスを指すものの、オンラインでのコンサルティングサービスを例に、次のようなパターンごとに、それが電気通信利用役務の提供に該当したり、しなかったりすることになります。

パターン① 質問・相談がオンライン上で都度行われる形式のものの場合

その質問に対する回答自体が役務の提供の内容であるため、電気通信利用役務の提供に該当する。内外判定は役務の提供を受ける者(質問者)の事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行う。

パターン② 市場調査等の結果報告がオンライン上で行われるものの場合

市場調査等がその役務の提供の内容であり、オンラインで行うことはその報告の手段にすぎないため、通常の役務の提供に該当する。

内外判定は、役務の提供を行う者(コンサルティング会社)の事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行う。

電気通信利用役務の提供に該当した場合、それが「事業者向け」であれば特定課税仕入れとして、「事業者向け以外」であり、役務提供者が登録国外事業者であれば課税仕入れ、登録国外事業者でなければ仕入税額控除の対象外として取り扱われます。

ご不明な点がございましたら、石井会計の担当者へお尋ねください。